

「被災児童生徒就学支援等事業交付金」による十分な就学支援を要請する意見書

東日本大震災から5年が経過しました。平成23年度に創設された「被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金」は、「被災児童生徒就学支援等事業交付金」となり2年目を迎えました。被災した子どもたちには、学校で学ぶための極めて有効な支援事業として機能しています。

交付金での事業を受けている子どもの数は全国で、平成23年度67,639人、平成24年度57,948人、平成25年度52,287人、平成26年度47,463人となっており、学校現場からも事業の継続を強く望む声が届いています。

政府の基本計画により、被災地に対する「集中復興期間」は平成27年度で終了し、平成28年度からは「復興・再生期間」となりました。

平成28年3月11日に閣議決定された、『「復興・創生期間」における東日本大震災からの復興の基本方針』の「具体的な取組」の中にも「被災した子どもが安心して学ぶことができる教育環境の確保に取り組む」とあります。

福島県内外で避難生活を送る子どもたちには、これからも経済的な支援を必要とする子どもたちがたくさんいます。

また福島県だけでなく、宮城県、岩手県など広範囲の被災地でも、被災した多くの子どもの就学支援が行われています。「被災児童生徒就学支援等事業交付金」による就学支援は非常に重要であり、平成29年度以降も「被災児童生徒就学支援等事業交付金」による十分な就学支援に必要な財政措置を行い、被災した子どもたちに継続した就学支援事業を実施できるようにする必要があります。

このような理由から、下記の事項の実現について、地方自治法第99条にもとづき、意見書を提出します。

- 1 東日本大震災によって経済的に困窮している家庭の子どもたちの就学・修学を保障するため、平成29年度以降も全額国費で支援する「被災児童生徒就学支援等事業交付金」による十分な就学支援に必要な予算確保を行うこと。

平成28年6月27日

福島県伊達郡桑折町議会

復興大臣 殿
文部科学大臣 殿
総務大臣 殿
財務大臣 殿